

各務原市就学援助費支給要綱

(令和5年2月10日決裁)

各務原市就学援助費支給要綱（平成20年3月28日決裁）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒又は小学校入学予定者（以下「児童生徒等」という。）の保護者に対し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づく援助（以下「就学援助」という。）を本市が行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）児童生徒 各務原市立の小学校又は中学校に在学する児童又は生徒をいう。
- （2）小学校入学予定者 翌年度から各務原市立の小学校へ入学する予定の者で、市内に住所を有する者をいう。
- （3）要保護者 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。
- （4）準要保護者 次のいずれかの要件を満たす者をいう。

ア 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けていること。

イ 要保護者に準ずる程度に困窮しており、かつ、当該年度又はその前年度において次のいずれかの措置を受けていること。

（ア）生活保護法に基づく保護（以下「生活保護」という。）の停止又は廃止の措置

（イ）地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の62の規定による個人の事業税の減免の措置

（ウ）地方税法第295条第1項の規定による市町村民税の非課税の措置

（エ）地方税法第323条の規定による市町村民税の減免の措置

（オ）地方税法第367条の規定による固定資産税の減免の措置

（カ）国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定による保険料の減免又は徴収の猶予の措置

(キ) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条の規定による国民年金保険料の減免の措置

(ク) 生活福祉資金貸付制度による貸付けの措置

ウ 生計を一にする者の前年の合計所得金額の総額が、生活保護法による保護の基準の一部を改正する件（平成25年厚生労働省告示第174号）による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）の例により測定したその需要の額に2分の3を乗じて得た額に満たないこと。

エ その他特別の事情があること。

(対象者)

第3条 就学援助の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、当該就学援助に係る児童生徒又は小学校入学予定者について、他の地方公共団体から同種の援助が行われている場合は、就学援助の対象としない。

(1) 児童生徒の保護者であって、要保護者に該当する者のうち、生活保護を受けている者

(2) 児童生徒の保護者又は小学校入学予定者の保護者であって、生活保護を受けていない者のうち、準要保護者に該当する者

(支給認定)

第4条 就学援助は、対象者に該当することについての教育委員会の認定（以下「支給認定」という。）を受けた者に対して行う。

2 支給認定の区分は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前条第1号に該当する児童生徒の保護者である旨の認定（以下「要保護認定」という。）

(2) 前条第2号に該当する児童生徒の保護者である旨の認定（以下「準要保護認定」という。）

(3) 前条第2号に該当する小学校入学予定者の保護者である旨の認定（以下「入学前支給認定」という。）

3 支給認定は、児童生徒等ごとに行うものとし、保護者は、同一の児童生徒等について、支給認定を重複して受けることができないものとする。

(要保護認定の手続等)

第5条 教育委員会は、第3条第1号に該当する者について、福祉事務所長からの報

告に基づき、要保護認定をしなければならない。

- 2 教育委員会は、要保護認定をしたときは、当該認定に係る児童生徒が在学する学校（以下「対象学校」という。）の校長を通じて当該認定を受けた保護者に通知するものとする。ただし、教育委員会が必要ないと認める場合は、この限りでない。
- 3 要保護認定を受けている保護者は、教育委員会から要保護児童生徒に係る世帯票（様式第1号）又は委任状兼口座振込依頼書（様式第2号）の提出を求められた場合においては、これに必要な事項を記入し、対象学校の校長を通じて教育委員会に提出しなければならない。

（準要保護認定の申請等）

第6条 児童生徒の保護者は、準要保護認定を受けようとするときは、就学援助申請書（様式第3号）に必要な書類を添付し、対象学校の校長を通じて教育委員会に提出しなければならない。

- 2 小学校入学予定者の保護者は、入学前支給認定を受けようとするときは、就学援助（新入学児童生徒学用品準備費）申請書（様式第4号）に必要な書類を添付し、教育委員会が別に定める受付期間内において、教育委員会に直接提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、前2項の規定による申請があったときは、遅滞なくその内容を審査し、認定の可否を決定しなければならない。この場合において、教育委員会は、福祉事務所長又はその申請をした保護者が居住する地域の民生委員・児童委員に意見を求めることができる。
- 4 教育委員会は、準要保護認定をしたときは準要保護児童生徒の認定通知書（様式第5号）により、準要保護認定をしなかったときは準要保護児童生徒の不認定通知書（様式第6号）により、対象学校の校長を通じてその申請をした保護者に対し通知するものとする。
- 5 教育委員会は、入学前支給認定をしたときは入学前支給認定通知書（様式第7号）により、入学前支給認定をしなかったときは入学前支給不認定通知書（様式第8号）により、その申請をした保護者に対し直接通知するものとする。

（支給認定の有効期間）

第7条 要保護認定の有効期間は、教育委員会が当該認定をした日が属する年度の4月1日（年度の途中に生活保護の開始の決定を受けた者にあっては、当該決定を受けた日）から当該年度の3月31日までとする。

2 準要保護認定の有効期間は、当該認定の申請が対象学校の校長に到達した日が属する月の初日又は当該認定に係る年度の4月1日のいずれか遅い日から当該年度の3月31日までとする。ただし、転入等の特別の事情があるときは、教育委員会が別に有効期間の初日（以下「認定開始日」という。）を定めることができる。

（就学援助費の支給）

第8条 就学援助は、支給認定を受けている保護者に対し、就学援助費として金銭を支給することにより行う。

2 就学援助費の支給を行う期間（以下「支給期間」という。）は、支給認定がその効力を有する間とする。

3 児童生徒等1人当たりの就学援助費の年額は、別表に掲げる費目の区分ごとに、同表に定める支給認定区分及び学年の区分に応じ、同表に定める額とする。ただし、次に掲げる費目の支給期間が12月に満たない場合は、当該支給期間に応じて教育委員会が別に定める額をその年額とする。

（1）学用品費

（2）新入学児童生徒学用品準備費

（3）新入学児童生徒学用品費

（4）通学用品費

4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、小学校6年生に係る新入学児童生徒学用品準備費は、支給しない。

（1）教育委員会が小学校6年生に係る新入学児童生徒学用品準備費の支給に係る手続を行う時点において、次のいずれかに掲げる事由がある場合

ア 当該支給に係る児童が各務原市立の中学校に入学する予定がないこと。

イ 当該年度分の準要保護認定が既に失効していること。

（2）準要保護認定の認定開始日が当該年度の2月1日以後の日である場合

5 第3項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、当該年度分の新入学児童生徒学用品費は、支給しない。

（1）当該支給に係る児童生徒について、前年度に新入学児童生徒学用品準備費が支給されている場合

（2）準要保護認定の認定開始日が当該年度の6月1日以後の日である場合

（支払時期）

第9条 就学援助費は、一括し、又は分割して支払うものとし、その支払時期は、教

育委員会が別に定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、児童生徒が市外の学校へ転校した場合における就学援助費は、転校後速やかに支払うものとする。

(支払方法)

第10条 就学援助費の支払は、その支払を受けるべき保護者が指定する金融機関の口座に振り込む方法（これにより難い場合にあっては、教育委員会が指定する方法）により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、準要保護認定を受けている保護者に未納の対象学校に納付すべき費用（以下「学校納付金」という。）がある場合において、当該対象学校の校長は、当該保護者からの代理受領に関する委任に基づき、当該保護者に代わって就学援助費（新入学児童生徒学用品準備費及び学校給食費を除く。次項において同じ。）の支払を受け、これを当該未納の学校納付金に充当することができる。
- 3 対象学校の校長は、前項の規定により充当した就学援助費に残額があるときは、その代理受領の委任をした保護者に対し、速やかにこれを支払わなければならない。
- 4 就学援助費（学校給食費に限る。）の支払は、第1項に規定する方法に代えて、当該就学援助に係る児童生徒の学校給食費に充当する方法により行うことができる。

(辞退届)

第11条 準要保護認定又は入学前支給認定を受けている保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、辞退届（様式第9号）を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、準要保護認定を受けている保護者は、対象学校の校長を通じて提出するものとする。

- (1) 就学援助を辞退しようとするとき。
(2) 当該支給認定の要件を満たさなくなったとき。

(支給停止)

第12条 教育委員会は、婚姻等の理由により準要保護者の要件を満たすことが確認できなくなった準要保護認定又は入学前支給認定を受けている保護者があるときは、当該保護者が受けている支給認定の効力を停止することができる。

- 2 前項の規定による停止を受けた保護者に対しては、当該停止の日以後の分の就学援助費の支給を行わない。ただし、教育委員会が当該停止の解除をしたときは、就学援助費の支給を再開し、及び当該停止に係る期間の分の就学援助費を遡って支給するものとする。

(支給認定の失効)

第13条 次に掲げる場合には、支給認定は、その効力を失う。

- (1) 支給認定を受けている保護者がその要件を満たさなくなったと教育委員会が認めたとき。
- (2) 第7条に規定する有効期間が経過したとき。
- (3) 第11条の規定による辞退届の提出があったとき。

(支給認定の取消し)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その支給認定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 支給認定を受けた保護者がその要件を満たしていなかったことが明らかになつたとき。
- (2) 支給認定を受けた保護者が虚偽その他不正な行為により就学援助を受けていたとき。
- (3) 新入学児童生徒学用品準備費の支給後、当該支給に係る小学校入学予定者若しくは児童が各務原市立の小学校若しくは中学校に入学しないこととなったとき、又は当該学校に入学する前に市内に住所を有しなくなったとき。
- (4) 準要保護認定又は入学前支給認定を受けている保護者が生活保護の開始の決定を受けたとき。

(就学援助費の返還)

第15条 教育委員会は、前条の規定により支給認定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に就学援助費を支給しているときは、当該取消しを受けた者に対し、その返還を命ずることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の各務原市就学援助費支給要綱の規定は、令和5年度以後の年度分の就学援助について適用し、令和4年度以前の年度分の就学援助については、なお従前の例による。

附 則（令和5年4月1日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

- 2 改正後の各務原市就学援助費支給要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和5年度以後の年度分の就学援助について適用する。
- 3 各務原市就学援助費支給要綱（以下「全部改正要綱」という。）による改正前の各務原市就学援助費支給要綱（平成20年3月28日決裁。以下「全部改正前の要綱」という。）（全部改正要綱附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定により令和4年度分の新入学児童生徒学用品準備費（小学校6年生に係るものに限る。以下同じ。）の支給を受けた保護者が令和5年度分の要保護認定又は準要保護認定（それぞれ認定開始日が令和5年5月31日以前の日であるものに限る。）を受けた場合に限り、当該保護者に対して、新要綱別表の規定による新入学児童生徒学用品準備費に係る支給額から全部改正前の要綱別表の規定による新入学児童生徒学用品準備費に係る支給額を減じて得た額を令和5年度分の就学援助費に加算して支給するものとする。

附 則（令和6年4月10日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の各務原市就学援助費支給要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和6年度以後の年度分の就学援助について適用する。
- 3 改正前の各務原市就学援助費支給要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により令和5年度分の新入学児童生徒学用品準備費（小学校入学の前年度に支給するものに限る。以下同じ。）の支給を受けた保護者が令和6年度分の要保護認定又は準要保護認定（それぞれ認定開始日が令和6年5月31日以前の日であるものに限る。）を受けた場合に限り、当該保護者に対して、新要綱別表の規定による新入学児童生徒学用品準備費に係る支給額から旧要綱別表の規定による新入学児童生徒学用品準備費に係る支給額を減じて得た額を令和6年度分の就学援助費に加算して支給するものとする。

別表（第8条関係）

費目	支給認定区分	学年	支給額
学用品費	準要保護認定	小学校の各学年	11, 630円
		中学校の各学年	22, 730円
新入学児童生徒学用品準備費	入学前支給認定	小学校入学の前年度	57, 060円
		小学校6年生	63, 000円

新入学児童生徒学用品費	準要保護認定	小学校1年生	57,060円
		中学校1年生	63,000円
通学用品費	準要保護認定(認定開始日が6月1日以後の日である場合に限る。)	小学校1年生	2,270円
		中学校1年生	2,270円
	準要保護認定	小学校2年生から小学校6年生まで	2,270円
		中学校2年生及び中学校3年生	2,270円
修学旅行費	要保護認定又は準要保護認定	小学校6年生	保護者負担額。ただし、22,690円を限度とする。
		中学校3年生	保護者負担額。ただし、60,910円を限度とする。
校外活動費(宿泊を伴わないものに限る。)	準要保護認定	小学校の各学年	保護者負担額。ただし、1,600円を限度とする。
		中学校の各学年	保護者負担額。ただし、2,310円を限度とする。
校外活動費(宿泊を伴うものに限る。)	準要保護認定	小学校の各学年	保護者負担額。ただし、3,690円を限度とする。
		中学校の各学年	保護者負担額。ただし、6,210円を限度とする。

学校給食費	準要保護認定	小学校及び中学校の各学年	援助対象給食費の額
生徒会費	準要保護認定	小学校の各学年	保護者負担額。ただし、4,650円を限度とする。
		中学校の各学年	保護者負担額。ただし、5,550円を限度とする。
P T A会費	準要保護認定	小学校の各学年	保護者負担額。ただし、3,450円を限度とする。
		中学校の各学年	保護者負担額。ただし、4,260円を限度とする。
部活動・クラブ活動費	準要保護認定	中学校の各学年	保護者負担額。ただし、30,150円を限度とする。
卒業アルバム代	要保護認定又は準要保護認定	小学校6年生	保護者負担額。ただし、11,000円を限度とする。
		中学校3年生	保護者負担額。ただし、8,800円を限度とする。

備考

- この表において「保護者負担額」とは、保護者が支給期間内に同表に掲げる費目につき要した費用のうち、当該保護者が負担すべきものと教育委員会が認める費用の額をいう。
- この表において「援助対象給食費の額」とは、支給期間内に提供された学校給食に係る費用の合計額をいう。

要保護児童生徒に係る世帯票

上記の者を就学援助を必要とする児童生徒として報告します。

年 月 日 _____ 学校長 印

年 月 日 _____ 学校長 印 _____

(宛先)各務原市教育委員会

上記の者を要保護児童生徒として認定します。

年 月 日

(宋史)名臣历史书
总编长

(宣生)名教原本古 儒林長

(宛先) 各務原市教育委員会

委任状兼口座振込依頼書

私に係る就学援助の請求を学校長に委任します。

学校長から請求があった際は、下記の口座に振り込み願います。

なお、就学援助の支払の際に、学校納付金（学用品費等）に滞納がある場合は、就学援助をこれに充当することに同意し、就学援助の請求及び受領に関する一切の権限を学校長に委任します。

年　　月　　日

住　　所

児童生徒氏名

保護者氏名

学校名・学年

振込先口座（委任をする保護者名義の口座に限る。）

金融機関名	支店名	金融機関コード	支店コード	
銀行・信金 信組・農協	本店 支店 出張所			
口座種別	口座番号	口座名義（カナ）		
普通・当座				

(表面)

年度 就学援助申請書

(宛先) 各務原市教育委員会

就学援助を受けたいので、裏面の同意事項に同意の上、以下のとおり申請します。

年 月 日

申請者(保護者) 氏名 _____

学校名	学年	性別	ふりがな 児童生徒氏名							
			ふりがな 保護者氏名							
住所 (申請者の名義に限る。)	(アパート名・部屋番号) 各務原市 _____ 号室									
	金融機関名 振込先口座 (申請者の名義に限る。)		支店名 銀行・信金 信組・農協		金融機関コード 本店 支店 出張所		支店コード			
口座種別 普通・当座		口座番号		口座名義人(カナ)						
家族の状況	氏名		続柄	生年月日		勤務先・学校及び学年			住宅	
			本人 (児童生徒)						1.持家 2.借家	
<p>※同一生計の世帯全員について記入してください。 (世帯全員とは、同居している方全員です。住民票上は別世帯であっても、同居している場合は世帯に含まれます。世帯の生計を維持する方が単身赴任等の理由で別の場所に住んでいる場合は、その方も含みます。)</p> <p>※続柄は、児童生徒からみた続柄を記入してください。(例:母、兄、祖父、おばなど)</p>										
現在の状況 (該当する番号に○を付けてください。)				申請理由(家族の生計状況、健康状態等) ※「母子(父子)家庭のため」という理由のみでは不可 援助を必要とする理由を詳しく記入してください。						
1. 生活保護が停止又は廃止になった。 2. 市民税が非課税又は減免されている。 3. 個人事業税又は固定資産税が減免されている。 4. 国民年金保険料が減免されている。 5. 国民健康保険料が減免され、又は徴収猶予されている。 6. 児童扶養手当を受給している。 7. 生活福祉資金の貸付けを受けている。 8. その他()										
※3・7に該当する場合は、証明できる書類の添付が必要										

※申請後、審査結果を通知書により学校長を経て通知します。

※この申請書に記載された内容は、就学援助の事務についてのみ使用します。

同意事項

- ①就学援助の事務において必要がある場合に、同一生計の世帯全員分の必要な情報（住民基本台帳、所得状況、市町村民税及び固定資産税に関する情報、国民健康保険料に関する情報、生活保護及び児童扶養手当の受給に関する情報等）を教育委員会が閲覧し、及び関係機関に照会すること。また、教育委員会が福祉事務所長及び民生委員・児童委員に対し、必要に応じて就学援助の認定に必要な情報を提供し、及び照会すること。
- ②他市町村等から就学援助の事務の遂行を目的とした照会があった場合には、本市での就学援助の実施状況等の必要な情報を提供することがあること。
- ※①②について、同一生計の世帯全員に対し同意の意思を確認してから申請してください。**
- ③就学援助費（学校給食費分）は、就学援助の認定決定日の翌月から認定期間の末日までの学校給食費に直接充当されること。
- ④認定開始日から認定決定日の月までの就学援助費（学校給食費分）については、この申請書の表面に記載した申請者が指定する振込先口座に振り込まれること。ただし、認定開始日以後の未納の学校給食費がある場合は、未納分に充当されること。
- ⑤充当した就学援助費（学校給食費分）が学校給食費を上回ることとなった場合、その還付に関する一切の権限を市長に委任すること。
- ⑥就学援助（学校給食費分）が返還を要する場合、速やかにこれを市に返還すること。
- ⑦就学援助の認定を受けた場合、支給される就学援助費（学校給食費分を除く。⑧及び⑩において同じ。）の請求に関する一切の権限を校長に委任すること。
- ⑧学校納付金（学用品費等）に未納がある場合は、就学援助費の受領に関する一切の権限を校長に委任し、未納の学校納付金に充当されること。
- ⑨各務原市立の学校へ転校した場合、⑦⑧の委任行為が転校先の校長に移ること。
- ⑩支給した就学援助費が過払等で返還を要する場合、速やかに校長を通じてこれを市に返還すること。

学校長の意見欄

1. 保護者の職業が不安定なため、学校納付金の納付状況が悪い。
2. 経済的理由による欠席日数が多い。
3. 世帯収入が少なく、生活が苦しい。
4. その他()

年 月 日

学校長

印

年度 就学援助(新入学児童生徒学用品準備費)申請書

(宛先) 各務原市教育委員会

就学援助を受けたいので、裏面の同意事項に同意の上、以下のとおり申請します。

年 月 日

申請者(保護者) 氏名 _____

連絡先 _____

就学する学校名	学年	性別	ふりがな			
			入学予定者氏名			
	新1		ふりがな			
		保護者氏名				
住所	(アパート名・部屋番号) 各務原市 _____ 号室					
振込先 口座 (申請者の名義に限る。)	金融機関名		支店名	金融機関コード	支店コード	
	銀行・信金 信組・農協		本店 支店 出張所			
	口座種別		口座番号	口座名義人(カナ)		
	普通・当座					
家族の状況	氏 名	続柄	生年月日	勤務先・学校及び学年		住宅
		本人 (児童生徒)				1.持家 2.借家
	<p>※同一生計の世帯全員について記入してください。 (世帯全員とは、同居している方全員です。住民票上は別世帯であっても、同居している場合は世帯に含まれます。世帯の生計を維持する方が単身赴任等の理由で別の場所に住んでいる場合は、その方も含みます。)</p> <p>※続柄は、児童生徒からみた続柄を記入してください。(例:母、兄、祖父、おばなど)</p>					
現在の状況 (該当する番号に○を付けてください。)			申請理由(家族の生計状況、健康状態等) ※「母子(父子)家庭のため」という理由のみでは不可 援助を必要とする理由を詳しく記入してください。			
1. 生活保護が停止又は廃止になった。 2. 市民税が非課税又は減免されている。 3. 個人事業税又は固定資産税が減免されている。 4. 国民年金保険料が減免されている。 5. 国民健康保険料が減免され、又は徴収猶予されている。 6. 児童扶養手当を受給している。 7. 生活福祉資金の貸付けを受けている。 8. その他() <p>※3・7に該当する場合は、証明できる書類の添付が必要</p>						

※申請後、審査結果を通知書により通知します。

※この申請書に記載された内容は、就学援助の事務についてのみ使用します。

同意事項

- ①就学援助の事務において必要がある場合に、同一生計の世帯全員分の必要な情報（住民基本台帳、所得状況、市町村民税及び固定資産税に関する情報、国民健康保険料に関する情報、生活保護及び児童扶養手当の受給に関する情報等）を教育委員会が閲覧し、及び関係機関に照会すること。また、教育委員会が福祉事務所長及び民生委員・児童委員に対し、必要に応じて就学援助の認定に必要な情報を提供し、及び照会すること。
 - ②他市町村等から就学援助の事務の遂行を目的とした照会があった場合には、本市での就学援助の実施状況等の必要な情報を提供することがあること。
- ※①②について、同一生計の世帯全員に対し同意の意思を確認してから申請してください。**
- ③新入学児童生徒学用品準備費の支給後、小学校入学予定者が各務原市立の小学校に入学しなくなつたとき、又は小学校入学より前に各務原市に住所を有しなくなつたときには、受給した新入学児童生徒学用品準備費を各務原市に返還すること。

年　月　日

様

各務原市教育委員会

準要保護児童生徒の認定通知書

先に提出していただきました就学援助申請書につきまして、審査した結果、次のとおり決定しましたので通知します。

認定情報	申請者			
	審査結果			
	認定番号		認定開始日	
	対象者			

1. 理由

世帯の収入状況からみて、「生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に経済的に困窮している」と認められるため。

2. 支給費目

認定日以降に該当する学用品費等、※新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、校外活動費、学校給食費、PTA会費、生徒会費、部活動・クラブ活動費、卒業アルバム代

※新入学児童生徒学用品費…5月認定分までの1年生(小中)に支給。ただし、新入学児童生徒学用品準備費を受給した場合は不支給

3. 注意事項

この制度は経済的理由から就学困難な児童生徒に援助するもので、児童生徒の保護者が、生活保護法第6条第2項に準ずる程度に困窮していると認められる場合に準要保護児童生徒として教育委員会が認定し就学援助を行うものです。

したがって、家庭の状況等申請内容に変更が生じた場合は、速やかに学校、又は、入学予定者は教育委員会へ連絡してください。万が一申請内容と異なる状況であることが後日判明した場合には、遡及して認定が取り消されることがありますので、ご了承願います。

問合せ先

年　月　日

様

各務原市教育委員会

準要保護児童生徒の不認定通知書

先に提出していただきました就学援助申請書につきまして、次のとおり決定しましたので通知します。

認定情報	申請者	
	審査結果	
	理由	
	対象者	

問合せ先

年　月　日

様

各務原市教育委員会

年度 入学前支給認定通知書

先に提出していただきました就学援助申請書につきまして、審査した結果、次のとおり決定しましたので通知します。

認定情報	認定番号	
	審査結果	
	申請者	
	対象者	
振込日		

この制度は経済的理由から就学困難な児童生徒に援助するもので、児童生徒の保護者が、生活保護法第6条第2項に準ずる程度に困窮していると認められる場合に準要保護児童生徒として教育委員会が認定し就学援助を行うものです。

したがって、家族の状況等申請内容に変更が生じた場合は、速やかに学校、又は、入学予定者は教育委員会へ連絡してください。万が一申請内容と異なる状況であることが後日判明した場合には、遡及して認定が取り消されることになりますので、ご了承願います。

支給費目

新入学児童生徒学用品準備費

問合せ先

年　月　日

様

各務原市教育委員会

年度 入学前支給不認定通知書

先に提出していただきました就学援助申請書につきまして、審査した結果、
次のとおり決定しましたので通知します。

認定情報	審査結果	
	申請者	
	対象者	

(理由)

問合せ先

辞 退 届

私は、 年度準要保護認定又は入学前支給認定を受け就学援助費を受給してきましたが、 年 月 日から下記理由により辞退いたします。

記

○辞退の理由

・

(宛先) 各務原市教育委員会

年 月 日

住 所

保護者 氏名

児童生徒氏名

学校名・学年